

平成 26 年 3 月 11 日

都 築 社 長 殿

坂井

報告書

平成 26 年 2 月 17 日、午後 1 時 30 分、県ハイタク協会にて[]課長さんとの話を反訳しましたので御報告します。

録音開始 0 時 4 分 4 秒より

坂井 []さん、すみません、お食事中、(いいえ)、今日は、あの、ちょっと別件があつて、支局に行って来たのですよ。それで、まあ、うちとしては、その、今回の公定幅運賃について、距離短でお願いしたいという旨の話をして、ぜんぜん分からなかったの、要望書の話をしたら、あの、事務局(準特定協議会)である県協会さんの方に、出しておいてもらえますか、というお話があつて、それから、何気ない話の中で、うちの今の(初乗り運賃)650m(700m)で 330 円も、えーと、何か、要望の中に入れておかないと、無しになりそうな話をされたのですよ。」

[]課長 「はあーあ」

坂井 「それ、知っていました?」

[]課長 「あの、基本的には 1 回ぐらいかな。1 回が、あとは、地域の実情において、局長が定めて、どうのこうと、なっているのですよね。あの、協議会のときは、皆様も、短縮は反対されて、おっしゃっていられて、で・・・」

坂井 「短縮というのは、その、今まで当社が、認可・・・」

[]課長 「そうです。」

坂井 「でも、それは、あの、初乗り距離短縮が、だぶっていたのですよね、頭の中では。ようするに、今回の新しく出る、公定幅運賃の、あれも初乗り距離じゃ、ないではないですか。」

[]課長 「はい。」

坂井 「えー、今日、聞いてきたら、そっちの初乗り距離も、云々、話をされた。うちが、局長さんのご認可で、いただいている初乗り 650m(700m)で 330 円も、その、今度、公定幅運賃がでると、それができなくなるような・・・話をされたので、それって、県協会さん知っていたのかなと思ひましてね。」

[]課長 「それで、まあ、協議会の中でも、皆さんは反対だと、おっしゃって、それは、まあ、一つの意見としてあげました。それで、あとは、そこで、まあ、出し切れなかったと、発言したくても、まあ、時間がなくて、という方もいらっしやったようで、今度、意見書、委員の方が、運賃のことがあつて、今、とりまとめ中で、14 日までには、意見をくださいということで・・・」

坂井 「だから、なんか、でも、20日までは、出してくれという話が支局・・・」

課長 「支局の・・・」

坂井 「支局の方は言っていましたので・・・」

課長 「とりまとめがあつて・・・」

坂井 「で、そのへん、あの、なんだ、県協会さんとしては、当社がやっている650m(700m)ということは、今度、そういう、公定幅運賃になったときに、えー、出来なくなるという情報は、もう、つかまれていたのかなと思ひましてね。」

課長 「市(協会)の方からは、連絡はなかったですか?」

坂井 「ない。」

課長 「例会でも、やっているのではないですか?」

坂井 「いや、例会でもないですね。」

課長 「7日、でしたっけ?、欠席?、行かれました?」

坂井 「いいえ。行っていません。」

課長 「そこで、きっと・・・」

坂井 「そうですか。でも、一応、会社として、その、まあ、今日、支局に行ったら、じゃ、県協会さんに出しておいてください、ということだったので、でも、県の協会、うーん、でも、市の協会とか、説明は、なかったと思ひますけれどもね・・・」

課長 「あとは、あの、市の方で、今、意見を取りまとめているので・・・、まあ、これで、まあ、そこで、要望をだされてもですね、通るかどうかは分からない・・・」

坂井 「はい。」

課長 「運賃幅の中での、短縮、あとは、まあ、時間制の方でも、えー、この公定幅の中に含まれないと、皆さんは出来なくなるという、まあ、意見は意見として、いろんな意見があると思うので、それは、まあ、支局の方にあげますが、(日の出の局長に対する要望書を指して)これ同じものですね。」

坂井 「これに、一応、受付印でももらおうかなと思ひまして・・・」

課長 「えー、まあ、こちらもそうなのですが、新潟市(協会)は、あれだったかな、意見を取りまとめている、(不明)」

坂井 「そうですね・・・」

課長 「まあ、から、お話していただいて、こういった要望がありましたよ、ということで、(日の出の局長に対する要望書を指して)直接は、行かれないですよね。」

坂井 「まあ、だから、その、公定幅運賃は分かっていたつもりなのですが、もともと、改定消費税法が成立したときに、まあ、国(国交省)の方針としては、通達で、あの税法が確立したあとでは108/105にすると、いうふうなものが出ていましたし、また、例の1月のあたりの、通達のところでは、あの、あれ、今月に入ってからだったかな、あの、ホームページ上で、その、公定幅の距離制短縮、云々に

ついては、あの、という部分もありましたので、まあ、それはそれとして、まあ、私としてみれば、最終的には、意見を出しても、今、●さんが言われるように、採用されるかどうか分からないし、ただ、中日新聞を見ていたら、名古屋では、公定幅運賃に関して、108/105ではなくて、距離を短くすると、ということでも、なりそうだというものも出ていましたので、じゃ、新潟の場合も、基本的には、私からしてみると今のお客様の市況を考えると、見た目だけでもね、現状のままにしておいたほうがいいのでは、という感じがしたものですから、ただ、ちょっと、私が、おや、と思ったのが、今日、支局の人から、日の出さんは、今、どういった運賃でしたっけ、という話をされて・・・」

●課長「●専門官？」

坂井「そうです。●さんから。いや、650m(700m)で330円で、あとは、20円ずつ上がるような形にさせていただいています、それが、今度は、できなくなるような話をされたので・・・」

●課長「既得権は、もう、無くなるので・・・」

坂井「それって、ちょっと、どこの通達で、それでね、●さんに、どこの文書に、それが書いてあるのですかと・・・」

●課長「こちらも、その都度、電話でなんなりで、聞いたりしてきていたのですが、役所の方も、まだ、はっきり分からないのですよ、とか言って、いろいろ・・・」

坂井「それで、一所懸命、(パソコンで)4-5部出してね、捜してくれたのですが、無いのですよ。」

●課長「そうなんですよ。」

坂井「だから、その部分・・・」

●課長「向こうがないので、こちらもないので・・・」

坂井「はい。」

●課長「電話で、問い合わせるぐらいで・・・」

坂井「それ、いつの時点でわかったのですか？」

●課長「うーん、問い合わせ、どっかからきたかなあー、協議会の・・・とところぐらいでしょうかね。」

坂井「協議会というと・・・」

●課長「10日・・・」

坂井「今月の10日ですか？」

●課長「うーん・・・」

坂井「でも、(国交省)はそんなことはしないのではないですか？10日？やはり、もろもろの通達を出したのが20何日だったでしょう。」

●課長「うーん、それが、こちらに、こう、届かないというものもあるし、うーん、・・・」

坂井 「でも、市の協会、そんな説明していたかな。」

(坂井、市協会に電話する。)

坂井 「日の出の坂井です。お世話になっています。今日、[REDACTED] 理事います? そうですか。何時頃、戻られますでしょうかね。そうですか。わかりました。じゃ、また、そのころ、お電話します。はい。すみません。失礼します。」

[REDACTED] 課長 「お留守ですか?」

坂井 「うん。じゃ2月の10日頃に・・・」

[REDACTED] 課長 「まあ、勉強不足で・・・」

坂井 「でも、知らせをね、いつ受けたのかなと思ひましてね。うちとしてみれば、今の、いや、消費税の転嫁方式が、うーん、ただ単に、運賃の上乗せだとか、えー、距離で云々だとか、まあ、これは、別に、ただ単純に、消費税の転嫁方法ですから、良いのですけれども、今、やっていること(距離制短縮運賃)自体が、できなくなるということになれば、その情報は、早くね、早く知らないで、今度は、運賃改定みたいな内容になりますので、えー、じゃ、局長さんが通達を出して、できるという文書があるわけですから、まだ、じゃ、まあ、お役所さんであれば、まあ、その通達を取り消すということをしなないものなのですかね。」

[REDACTED] 課長 「うーん。」

坂井 「要するに、こう言う通達に基づいて認可を出されてきたのですから、その通達は、どうなるのかと言う・・・」

[REDACTED] 課長 「終わったよ、というものが出ないのかなと・・・」

坂井 「はい、逆に、普通であれば、取り消さなくても、変わったよという通達が、あるんであれば、まあ、それはそれとしてね・・・」

[REDACTED] 課長 「何年何月のこういう通達は、これは、こういうふうになりましたとね・・・」

坂井 「うん、こういうふうになりました・・・」

[REDACTED] 課長 「(不明)、今、支局に行かれて、いろいろなものを調べられて、無かったって、ということなので・・・」

坂井 「ただ、調べるのも、短時間だったので、調べ切れなかったのかな。後でご連絡すると話していたのですが・・・」

[REDACTED] 課長 「こちらも・・・、それがでてきたのであれば・・・」

坂井 「それが、出ていたのであれば、ただ、まあ、情報としては、[REDACTED] さんとしてみればね、10日頃だという話なのでね、であれば、今日は17日なので・・・」

[REDACTED] 課長 「(不明)」

坂井 「まあ、当然、新潟県下であれば、新興さん新保さんのところだとかね、やられていますからね。」

[REDACTED] 課長 「それは、準特定地域ではない会社ではないですか。だから、そのところが、どうなるのかなというものがあって・・・(不明)」

坂井 「でも、今日の支局さんの話を聞いていると、あの、公定幅運賃が、出てしまうと、
なにか、できないようなものの話をされたので・・・」

課長 「準特定の方々ですよ。」

坂井 「他のところが自動認可運賃ですから・・・」

課長 「まあ、それがどうなるのかな、という・・・」

坂井 「はい。」

課長 「(市協会専務理事)さんは?」

坂井 「だから、まあ、一応、情報としては、だってさんが知らないのにさんが
が、分かる訳ないでしょう。」

課長 「分かるでしょう! 全然、私、最近というか、前からですけども、法律が読めな
くて・・・」

坂井 「ハハハ」

課長 「理解が、なかなか、うーん。」

坂井 「まあ、私としては、今日、まあ、さんに、これを出させてもらって、受付印
をもらって、で、いつ分かっていたのかなと思ひましてね。」

課長 「はっきりというとは10日ということでもなく、いつだったか、いつだったか・・・」

坂井 「10日より前だったということだったのですか? 」

課長 「うーん」

坂井 「10日以降だったのですか? 」

課長 「うーん、まあ、協議会でも、まあ、新潟(新潟交通圏)は、あれだったかもし
れなかったのですが、短縮が反対だよ、というのは、(協議会に)出られましたっ
け?」

坂井 「出てないです。」

課長 「あ、あの、こう、いろいろな方が言われたのですよね。新潟に限らず、三条・新
発田、合同でやって・・・、まあ、反対だというところが、という・・・、その
あとの13日のところでも、長岡での協議会が・・・、それは、あの、止めてほ
しいという意見が圧倒的というか、そればかりだったのですよね。」

坂井 「それは、まあ、ただ単に、消費税の転嫁手法の問題ですから、まあ、いいのでし
ょうけれども、うちがやっている・・・」

課長 「既得権、既得権というところは全く(不明)」

坂井 「うちがやっている部分については、転嫁の問題ではないですから、あの、私から
してみれば、なんで、そんな話が、なんだ、たまたま、いた所(支局)で出てくる
のかなと思ひましてね。」

課長 「(不明)・・・ね。」

坂井 「そこが、今日は、教えてもらおうと思って、いつ、分かって、やられたのかなと
思ひましてね。」

課長 「1回、1回は、認める、1回、認めるというような、あの、ところは分かるのですけれども。」

坂井 「1回は認めるということは、どういう意味なのですか？」

課長 「短縮は1回、1回分、今みたいに、半分(初乗り運賃)とかではなくて、ただ、それは、実情に応じて、運輸局長が、まあ、公示しますよ。公示？ 認可かな？」

坂井 「1回だけは認めるということは、例えば、じゃ、今、1.3(km)で、1000m 走ったら500円とか、ということなのかな・・・」

課長 「ただ、今、実際にやられている(初乗り距離短縮運賃事業者)方についての説明は全然、ないですよ。

坂井 「でも、今日は、支局さんの話になると、聞いてきた限りによると、それ(初乗り短縮運賃)は、もう、無いと、いろいろ、もう、出してあるはずなのですからね、と言われてきたのですけれども・・・」

課長 「それって、そういうもの(国自旅第409号)が役所に無いとすると、(不明)・・・こちらにも無いですね。」

坂井 「でも、その話は一応、まあ、把握済みであったと、県協会さんとしては。」

課長 「うーん、でも、本当かのかどうかは、分からないと。」

坂井 「でも、現実的に、明日明日、今月末に公示ができるのにもかかわらず、会員各社の中に、そういう、事業(初乗り短縮運賃)をおこなわれている会社がいるわけですから、わからない、わからないだけでは、どうにもならないのであって、いや、これが別に、公示運賃が出てね、後は、局長が認可するかどうか・・・」

課長 「あの、(初乗り短縮運賃)の申請を別に出せば、いいのかなと思っていたのですが・・・」

坂井 「はい、私は、そういう感じでしたのですよ。今回は、消費税の転嫁をね、108/105にするのか、距離を短くしてね、公定幅運賃をつくるのか、ただ、それだけだと思っていたのですよ。でも、なにか、今日、支局さんに行ったらね、そんな重大な話を、なんで、市の協会であろうと、県の協会さんであろうと、教えてくれないのかなと思ひましてね。」

課長 「まずは、ものがない。」

坂井 「でも、ものがなくても、そういう話になっていますので宜しいのではないですか？」

課長 「うーん、ただ、本当がどうか・・・」

坂井 「それは、逆に、事業者に、こういう情報が出ているので、事業者に対して、支局にいったね、確認してきてくださいと、だって、そのぐらいの情報を、あの、出したって良いんじゃないのかなと思ひましてね。何か黙っていれば、へんな言い方で、知らず知らずでね、では、公定幅運賃ができました、どれ選択しますか？ 選択しました、じゃ、また、いつもの通りに、距離短縮を云々、それはできないの

ですよ、ということ、その時に言われてもしょうがない話ですので。何故、情報がね、まわってこないのか、だから、それで、何度も何度も、この情報は10日、という話を■さんがされたので、でも、ただ、10日前だったかな、10日後だったかな、という話をされるので、いつだったのですかと・・・」

■課長「でも、それは、メモにでも、何にでも、残しておけばよかったですけれども・・・」

坂井 「でも、はっきり言って、分かった時点で、まあ、へんな言い方、県協会さんが、百、200社ぐらいあるのですか・・・」

■課長「230・・・」

坂井 「230の中のね・・・」

■課長「130・・・」

坂井 「130の中のでね、(距離短採用が)数社しかないのであれば、そこまでは手が回らなかったこともあるのかもしれませんが、ただ、転嫁部分であればね、手が回らなかったでいいのかもしれませんが、それほど当社としては、最初から、108/105であろうと、短い距離で短くされたのでであろうと、まあ、本来は、短い距離がいいなど、そのほうが、お客様にとってみれば、実質は上がっているのですけれども、今までのとおりとね、違う、同じだと、いうふうな方が、いいのではないかと、思っていたのですけれども、まあ、その部分の情報は、あの、■理事も知っていたのですか? そういう話がでているのは。」

■課長「文書で、まず、きていないものですから・・・」

坂井 「でも、文書で、きていなくても、今、分かれているように、口頭できているわけでしょう?」

■課長「うーん、まあ、それは口頭でというか、本当なのかなという部分も・・・」

坂井 「はい。」

■課長「担当が、局の担当なり職務の担当官が、間違っているのではないかと、まあ、そんなことがあるのでしょうかという、引続いて(距離制短縮運賃を)やれるか、えー、修正すれば、今、個別の、審査ということもあるんじゃないですか? という、部分があつて、今、かなり、こう、本当にできないのかな、どうなのかな、という・・・」

坂井 「今は文書で、それは、はっきり言って、いろいろな顧客をかかえてやっているわけですから、650m(700m)以内で、タクシーに乗れるお客様からしてみれば、不利益になる、ということになるのですね。その不利益を、どうやってね、解消するのか、その情報が、本当であろうと、嘘であろうと、まだ、決定していないのでであろうと、早めに教えてもらわないとね、会社としても対応が、しきれないと。」

■課長「本当に、そう、なるのかどうか、確定の段階・・・」

坂井 「それは、情報としてもらえば、その会社がね、個別に、今度、役所と話をすれば良いのであつて、私からしてみれば、何故、この時点で、そんな話がね、初耳の

ように、聞かされなくてはいけないのかなと思ひましてね。だから、専務理事も、そういう話があることを知っていたわけでしょう? 全く知らないのですか? ■

■さんしか把握されていないのですか? この情報は、まあ、その、今、うちがやっている 330 円というのは、できなくなるかもしれない、という情報は、専務理事は知っているのですか?]

■課長「どうかなあー・・・」

坂井「じゃ、■さんだけで、止めてある情報なのですか? でも、今、さっき、おっしゃった■理事も、知っているのではないですか、というお話ではないですか。」

■課長「(不明)」

坂井「でも、■理事に教えたのは誰なのですか? 」

■課長「まあ、直接、まあ、聞かれたか、支局とも、当然、やり取りをされている・・・」

坂井「土屋会長も、ご存知なのですか? 」

■課長「うーん、どうかなー・・・」

坂井「うちとしては、非常に、そのへんが、不満でね、何故、今日、たまたま、行った時に、そんな話を聞かされなくてはいけないんだ、と思ひながら、ほら、大体は、県の協会さんは、県の協会報だとか、もろもろでね、話を受け承って、大体はね、分かっているつもりではいたのですけれども、今回の、この話だけは、何か、突然出た話なのでね、それを知っていたのか、知っていなかったのかということばね、知っていたのであれば、それが、がセネタであろうと、あの、どうであろうと、だって、期間はもう、役所の論法から言えば、公定幅運賃が出ては、どうのこうのと話をね、で、今、■さんから言われれば、1回は認めるとか、という話が出るわけですから、じゃ、その1回はというのは、公定幅運賃で、1回は、短くすることができるのか、それとも、個別案件の1回なのか、それすら、どうなのかな、と思ひましてね。今の、さっきの1回はというのは、公定幅運賃(案)の表の中の、数字が1回はという意味で良いのですか? 」

■課長「2本立てになると思ひます。」

坂井「あ、2本立てに。でも、そこまで知ってられるということになれば、局長通達でやっていた、うちのね、初乗り 650m(700m)、だいたい(初乗り)距離の半分を目安とするという、確か、通達であったという記憶であったという気はしますけれども、それが、なくなるって言うのが・・・」

■課長「という通達が、また、出るのではないかと、待っていたのですけれども・・・」
(実は、出ていて HP で確認がとれるのにもかかわらず、嘘をついている。このあと、実際にもらう。)

坂井「でも、まあ、意見集約はね、一応、市の協会さんであろうと、県の協会さんであろうと、一応は、(2月)14日まで、まあ、今日、支局の方に聞いたら、一応、20

日まで、という話で、そして、基本的には、じゃ、要望を出したからと言って、云々、しょうがないわと言って、でも、私からしてみれば、市の協会員でもあるし、県の協会員でもあるし、そんな重大な案件が何故、今頃になってね、(支局から)直接、聞かされなくてはならないのかなと思ひましてね。」

課長「繰り返しになるのですけれど、未確認の部分なので・・・」

坂井「いくら未確認でも、いくら未確認だと枕詞をつけても、言ってもらえれば、こちらは、今度、国交省、本省に行くなり、どこにでも行って、確認するすべはあるので、ただ、協会員として、やっているわけだから、情報をもらわなくては、動きようがないので、えー、あんだのところは、今、局長通達の、1.3(km)の半分の650m(700m)で、やっているけれども、それが、無くなるような話が出ているよ、という話がどうして、でてこないのかなと思ひましてね。だから、まあ、この話を、専務理事は知っているのか、会長さんも知っているのか、どうなのかなと思ひましてね。」

課長「うーん、私が報告をしてないかも・・・」

(長い沈黙)

坂井「1回だけの2本立てというのは、じゃ、たとえば、(幅運賃の)A,B,C、あ、上限、A,B,C,D 下限が、あったとして、えー、それぞれのところに、(初乗り短縮を含めて)2行で載せるということなのですか?」

課長「うーん、もう、そこも全然、分からないのですけれども・・・」

坂井「でも、それは、分かる、分からないというよりも、やはり、県の協会員に対して、その手の情報はね、早く教えてもらわないと、動きようがないなと思ひましてね。(長い沈黙)、もし、そうなら、明日、理事さん、おられますか?」

課長「えー、午後から上越の方に行きますので・・・」

坂井「上越、何か協議会とかあるのですか?」

課長「えー、新年会。」

坂井「午前中はおられるのですか?」

課長「そうですね、ちょっと、朝、用事があるので、1日、いないかな。」

坂井「まあ、さん、お立場上大変でしょうけれども、(会長、専務理事に)言っていないかもしれない、というのは、ちょっと、あまりにも、変なんじゃないんです?」

課長「ただ、もう、本当に、10日の協議会に向けて、バタバタで、あの、直前まで準備で、支局とのやりとりで、質問事項を考える余裕がなかったのです。」

坂井「でも、それは、あれじゃないですか、あの、質問されたら、出てきたら、まあ、ちょっと、後で問い合わせしておきます・・・」

課長「(協会として局に)いろんな質問をしているのですけれども、お役所の方が、そこは、まだ、本省からきていませんとか、というようなことが、非常に多くて・・・」

坂井「まあ、それは、どうしてもね、1月27日のね、それを過ぎなければね、何にも

できないでしょうけれどもね。では、一応、1月の27日、以降に、このうちの、距離短縮の話が出てきたのでしょうか? それ以前に出ていたのですかね?」

課長「その1回というのは、以前に公示されているのです。公示が出ているのですね。」

坂井 「それって、ど、どこの公示です? 1回だけという、どうのこうの、という通達は何?」

課長「(事務職員に)ちょっと出してくれる。」

坂井 「私も色々と長岡の説明会で話を聞いてね、そこ(国交省のHP)のところを見てもらえれば分かりますよ、というものがあつたのでね。28日・・・」

課長「1月28日・・・」

坂井 「それで、ずーと眺めていたのですけれども・・・」

(課長が指示して、女性事務員が(国自旅第409号)をPCから探している。支局の専門官にも電話する。この間約14分間)

録音開始0時46分36秒より

課長「(不明)これです。(不明)の中身がこちら。」

坂井 「これは(国自旅第409号)1月24日にでているのですね。」(初めて見る)

課長「そうですね。」

坂井 「この時点において、あの、連絡してもらえれば、こんなに、あたふたする必要はないのですね。二種類の初乗り距離を設定して、現行の初乗り距離を基本としつつ、事業者の意向により、これを短縮して設定されるもう一種類の初乗り距離も設定できるものとする。この部分は、この運賃というのは、あれなのですか。その公定幅運賃における運賃を指しているのですか? 自動認可運賃の運賃を指しているのですか?」

課長「うーん。」

坂井 「距離制運賃ということになれば、いろいろね、説明書きの通達はありますけれども、単純に、そのことの運賃のことを指しているのか、ただ、これは、あれですね・・・」

課長「現行・・・」

坂井 「現行ですよ。これ、これ、(3)になっていますから、(3)のイの⑤になっていますから、これは、確か(平成)13年ごろに、この通達(国自旅第100号)がありましたよね? それを・・・」

課長「うーん、あ、そうですね、13年・・・」

坂井 「そうですね。確か、それを、平成13年の通達の中の⑤としてでていたという記憶があるのですね。それを変えると・・・、ようするに、これに基づいて局長さんが通達を出していた、ということですね。これが(国自旅第100号)平成13年の10月26日の運賃ということで、この⑤のことを、ここを変えろという通達ということですね。」

課長「そうですね。」

坂井「そうですね、(3)のイの⑤ですよ。ここの部分ですよ。だから、ここを変えたというのは(平成26年1月)24日に出しているのですね。私が気づかないといえ、気づかないで、私が馬鹿だったということで・・・、これも、会報か何かでだされました? でも、まだ、1月24日ですよ。」

課長「そうなんです。ただ、(県協会の)合同部会で、初乗りを短縮を導入するかどうかは、まあ、局のほうから、あの、返答をほしいと、あちらの方でも、協議会に合わせて、(公定幅)運賃を案として出さなくてはいけないので、どういう考えなのか、まあ、時間が無い中で、まあ、聞いてほしいということがあったのですね。ただ、これを、あの、今現在(距離制短縮を)やられている方が、駄目になるのか、出し直したら・・・」

坂井「でも、今日の支局さんの話しでは、駄目という話ですよ。」

課長「うん、なんだけれども、それもきっちりとした文書が何も無く、担当の方が、そう言われているだけなのかな・・・」

坂井「うーん、だから、うちとしては、そんなものは、がせネタでも、何でもいいんで、24日付で、そんなものがあるのであれば、教えてもらわないと、ね、もう、国交省でも、どんどん乗り込んで、どうするつもりなのですかと。でも、あれですよ。この通達を出す前に、あの、なんだ、意見の公募だとか、いろいろ、あったのでしょからね。まあ、●●さんも、お立場的に、●●さん、自分のところで止めていたとか言われるけれども、そんなはずはないでしょう?」

課長「そういうところは、いつも遅くて、いつも怒られている。ただ、まあ、短縮について、どう考えるとかというのは、聞かれて、聞かれてはいました。」

坂井「その短縮というのは、私からすると、今回、問題となっているのは、あの、今の、公的(定)幅運賃を作るにあたって、その消費税の転嫁部分をね、どうするのか、ということだと思っていたのですよ。所詮は。まあ、そうであれば、それでもやっぱり、お客さんにとってみればね、あれだし、転嫁の部分については、基本は、もう、消費税法が成立したときに、国交省さんの方が、108/105でやる、ということと言われてたし、でも、ホームページ(資料内訳28)上では、一応、念のために、初乗り短縮を求める場合は、事業者の団体を通して、やってくれ、というのが出たので、私は、もう、初乗り短縮(運賃)では、消費税の転嫁部分のみだと、思っていたのですよ。でも、今日、支局に行ったら、いや、日の出さんの今のあれは、できなくなりますよね、という話で、いや、それは、どういうことですか? それを、これ(国自旅第409号)なのでしょうかね。」

課長「でも、これでは、そう読めないと思いますけれども・・・」

坂井「はい、でも、ただ、ここにはね、今までの半分程度で、運輸局長が定めた距離により設定・・・」

課長 「運輸局長が定める(不明)半分とは書いていないですけども・・・」

坂井 「半分というものが抜けたということになるのであれば、逆の言い方をすれば、1/3でも、1/4でもいいと読めるわけですよ。」

課長 「それを局長がどう判断するのか。」

坂井 「じゃ、アポを取って局長さんのところへ行ってきたほうがいいのかな。今度は半分という枠が取り払われたのだから、まあ、変な言い方、半分でなくてもいいと、1/3でも1/4でも、よいということだね。」

課長 「現行の初乗距離を基本としつつ(不明)」

坂井 「はい、事業者の意向により、これを短縮して設定されるもう一種類の初乗距離も設定できるものとする。」

課長 「1回分ね。」

坂井 「もう一種類の初乗距離は、現行の初乗距離から、加算距離を一回分、これちょっと分からないですね。加算距離を1回で、もう一種類の初乗距離は、現行の初乗距離は1300(m)ですね、1300から加算距離を1回分、加算距離というのが、何十メートルというか、300何メートル、1回分、ただし、地域の実情に応じて、複数回することができる、ようするに、あれか、今は、うちの場合は、330円から10(12)回上がって、300、330円から、20円ずつ上がるんで、10(12)回上がると200(240)円だから、520(570)円ですね、今、560(570)円でしたっけ？ そうすると、あと2回上がらなくてはならないから、12回上げるのですね、12回上げて、やっている、それを、これを読むと、1回分、たとえば80円ですね、普通の運賃の方であれば80円ですよ、80円だから、今、560(570)円から80円を引いて、480(490)円から1回分ということなのですかね。もう一種類の初乗距離は、現行の初乗距離から、加算距離を1回分・・・」

課長 「距離ですよ・・・」

坂井 「うん？ 距離・・・」

課長 「80円(不明) 初乗り運賃になりますよね、この80円であれば・・・」

坂井 「でも、80円は距離が設定されているわけですよ。80円の裏には距離があるわけですよ。だから、その距離を、初乗から引いたら、じゃ、基本は、いくらになるのかなということになるのですよね。じゃ、その距離に対する初乗は、いくらになるのかと、ただし、地域の実情に応じて、複数回分とすることも出来るものとする、これを見ると、まあ、控除した距離で、地方運輸局長が定めるものにより設定するものとする。なお、当該距離に係る初乗運賃額は、控除した距離に相当する加算運賃額を控除した額で設定するものとする。まあ、ようするに、20円、うちみたいに20円ずつ、12回上げると、240円だと、240円なので・・・、そうすると560円、うーん、570円なのかな、570円から240円を引くと330円になると、控除した距離に相当する、加算運賃額を控除した額で設定するもの

とする、ただ、基本的には、現行の初乗距離を基本としつつ、とあるから、さっき言ったね、じゃ、1/3とか、1/4とかには、新たにはしないと、まあ、現行のやつを、といことなのですね。」

課長「でも、二種類の初乗距離を設定し、ですよ。」

坂井「はい、ようするに・・・」

課長「現行の1回(不明)・・・」

坂井「はい、公定幅の運賃をつくるがための、初乗り距離設定ということになるわけですよ。だから、いちいち、その、うちが、今、申請するときは、その、何て言うか、まず、下限を申請して、それで、距離短縮をダブルで申請しているけれども、これで、いけば、距離短縮をやる人用の、公定幅運賃と・・・あって、それでやるから、その、聴聞とか、それをしなくても、ただ、自動的になるというので、まあ、時間が迫っているから、そういう考えになるのかもしれませんが・・・、ただ、まあ、局長さんの、判断ということになるのでしょうかけれども、それは、この二番目にのせてもらっているように、現在は、当社が、ご認可頂いている、運賃についても、引き続きね、ご認可いただきたいと、要するに、こんどは、半分では、無くなるかもしれないけれども、でも、基本的には、20円のところを、108/105で計算すると、最終的には、いくらになるのかと、何メートルになるのか、ということになるのですよね。市も、県も、理事も、じゃ、会長さんも、国に、要望(意見書)として、上げていただきたいと・・・」

課長「それが、可能かどうか、専門官が言われたように、どういうふうに、(不明)、わからない。」

坂井「1回、1回・・・」

課長「1回に本当にするのか、二本立てとなるのか・・・」

坂井「1回というのは、私としては加算距離を1回分とすると、でも、ただし書きがあるのですからね。1回分でなくてもいいんだよと・・・」

課長「局長の判断・・・」

坂井「はい。局長さんに直接お願いした方が良いのですかね。」

課長「うーん。」

坂井「まあ、局長も公の立場ですから、1企業のね、要望だけを聞いていられない、ということもあるのでしょうかけれども、ただ、今まで、こういう現状でね、やってもらっているので、今の、現状の維持、結果的には、うちであれば、330円が350円になるかもしれませんが、もしかして、20円づつ上がっていくのは、距離短縮で認められるのか、もしくは、40円、40円にしないと回数があわないとかね、その加算する回数があわないのさね、というのがでてくるかもしれませんが、ただ、情報が遅い。」

課長「すみません。」

坂井 「だから、これが事前に出て、せめて、1月末までであれば、今日は、もう、(2月)17日なので、じっくりと、こういう感じでね、[]さんにも、相談できるし、役所にも相談できるし、こんなの、うちからしてみれば、見て見ぬふりをされているんじゃないのでは、と思いますよ。」

[] 課長 「いいえ、いいえ、そんなことはないですよ。」

坂井 「だから、ついつい、専務理事、知っているのですか?とか、協会長、知っているのですか?ただ、まあ、協会長さんは、いつも、なんだ、県(協会)の総会であろうと、なんであろうと、こういう運賃(初乗短縮運賃)は、おかしい、と公言されていた方なので、やっぱり、じゃ、見て見ぬふりをしていたのかなと・・・」

[] 課長 「いやー、そこは、また、違う・・・」

坂井 「そこ(初乗短縮運賃)は、おかしいと、そんなの、あの、それは、まあ、変な言い方、運賃というものは、事業者はね、独自で、判断、判断できる範囲でやっているだけしかないので、当社は、別に、(今までも)ごり押しして、やってきたわけではないですし(認可をもらってやってきた)、だから、あの、一応、(以前)下限割れといわれたときも、きちっと、元に戻しましたし、戻して、下限の中に納まるように戻しましたし・・・」

[] 課長 「(不明)を出されて・・・」

坂井 「でも、あれは、私どもからしてみれば、結果的に下限割れになったのであって、当初は、ちゃんと、枠のなかに入っていて、あの、大阪さんたちみたいにね、下限を飛び出してね、認可をもらっていたわけではないんでね、結果的に、下限になったのであって・・・、でも、やっぱり、痛いですよ。こんな話なんて、(市協会専務理事)[]さんに聞いても分からないですよ。」

[] 課長 「いや、私より、ずーと、勉強されていらっしゃるから、あっちこちから調べて・・・、話をしても、チンプンカンプンですから・・・」

坂井 「是非とも、あの、なんだ、でも、各交通圏からの要望等は、最終的には事務局である、県協会さんが・・・」

[] 課長 「それぞれの交通圏ごとに、(意見書を)出そうかな、と思っているのですけれども・・・」

坂井 「まあ、こういう交通圏から、こういう要望書(意見書)がでていますよ、というスタンスで・・・」

[] 課長 「A地区は、1つ(新潟交通圏)しか無いので・・・」

坂井 「はい。」

[] 課長 「Bは5つあるので・・・」

坂井 「はい。」

[] 課長 「それぞれの、地区で、いろんな考え、どう、こう、反対されるのか、なんですけれども・・・」

坂井 「でも、へんな言い方、この(不明)の情報というのは、逆に言ったら、(初乗距離短縮運賃を)やっていないとこの会社さんからとってみれば、関係ない部分ですよ
ね。」

課長 「うーん。」

坂井 「逆に言うと。」

課長 「うーん。」

坂井 「(初乗距離短縮運賃を)やっていない会社さんは、108/105 でやるのか、でも、あの、じゃ、協議会で、今、課長さんが、おっしゃられていた、初乗距離短縮に反対されていたのは、うちみたいな、初乗距離短縮について反対されていた、ということなのではないですか?」

課長 「うーん、どの部分をもって反対されていたのか・・・」

坂井 「でも、事務局は、そういうものを、纏めるのではないですか?」

課長 「やはり、初乗り、1.3(km)になれば、同じ運賃になるわけではないですか。」

坂井 「はい。」

課長 「そこを、までしか、乗らない、人にとっては、まあ・・・」

坂井 「非常に助かるわけですよ。」

課長 「ただ、それ、そこで、おられる方が、どの程度、なんか、ということ考えたときに、じゃ、それ以降については、変わらないのであれば、同じですよ。」

坂井 「でも、市の協会からの資料を見ていたら、3割は、初乗りで終わるのですよ。」

課長 「あ、そうですか。」

坂井 「はい。もう、何年も前からデータを取って、確か、最近は、なにか、取っていないようですが、どうだろう、まだまだ、10年くらい前の、データを見る限りでは、初乗りで終わる人は3割なのですよ。」

課長 「うーん。」

坂井 「だから、最初に、うちみたいに、まあ、太陽さんも、そうでしたけれども、初乗り短縮をやると、売上は落ちるのですよ。」

課長 「うん、うん、そうですね。」

坂井 「はい、結局、そこが(全体の売上の)3割もあるわけですからね。」

課長 「うーん。」

坂井 「だから、そういう部分考えたときに、いや、うちは協議会の中で、さっき、さんが言っていた、(初乗距離短縮運賃の)反対意見があった、という部分というのは、当社の、やっているような、そういうやりかたは、反対だ、というご意見だったということなのではないですかね。」

課長 「どこということでもなく・・・」

坂井 「だって、それしかないですよ? あとは?・・・」

課長 「でも、新潟(交通圏)だけではなくて、今回、合同(新潟地区、新発田地区、三条地

区)だったので・・・」

坂井 「はい。」

課長 「今後も、こういうふうに、運賃が二本立てになりますよ、といったときに・・・」

坂井 「(3地区)合同の、開催する、法的、通達、根拠はどこにあるのですか? 書いてあるのですか?」

課長 「根拠? 他のところは一回で、やったんですよね。他県は。あの、(不明)であれば、(不明)なんですけれども・・・」

坂井 「法律を読むと、まあ、それぞれのね、今までの特定地域における協議会は、あの、51%で、成立する、というふうに買っているわけですから、今回の、合同というのは、何を・・・」

課長 「・・・今回は・・・、(2月)28日には、運賃が公示されるので、それに合わせて、で、協議会で意見を聞かなくてはいけない、そのあとで、意見書を取り纏めなくては入れない、(不明)、そういった時間を逆算していくと、とても、とても、6箇所も無理だということ・・・」

坂井 「(合同でも)そうしても、良いという、根拠、文書はどこにあるのかな、思いましてね・・・」

課長 「うーん。」

坂井 「そこだけが、"?”マークが付いていて、ながめていたのですけれども・・・」

課長 「うーん・・・」

坂井 「そうしても、良いというのは、どこに書いてあるのかな、と思って、・・・」

課長 「うーん・・・」

坂井 「まさか、役所がだせないですよ。今回、役所は、法律上、(協議会)に関与しないということになっているわけですか、じゃ、(合同にすることを)何方が決めたのかな、と思いましてね。」

課長 「うーん・・・、何方だったんでしょうかね? 全国、ほんとに、他でもそうで・・・」

坂井 「全国は良いのですよ、うち(3地区合同協議会)の、件は、誰が決めたのかな? と思いましたね。」

課長 「うーん・・・」

坂井 「じゃ、そういうやり方でやって、法律的に、第1回目の、準特定地域における協議会として、成立しているのか、どうなのか・・・」

課長 「ただ、票決は、それぞれ、地区ごとに取ったので・・・」

坂井 「その議事録というのは、いつごろ、できそうなのですか?」

課長 「あっんー、しばらくかかるかもしれない。」

坂井 「ハハハハ。」

課長 「なかなか。」

坂井 「でも、事務局さんが、つくらなければならない、ということになっているのでし

よう?」

課長 「まあ、そうですね・・・、要綱だとか、会長の選任だとか、同じ議題が多かった
ので、議題ばかりで・・・」

坂井 「いや、別に、うちは、協議会については反対などしていませんし、あの、ただ、
なんか、(市協会長の) さんたちからは、委任状だとか、どうのこうとかは言
われていましたけれども、ただ、法律上では、協議会を、立ち上げる、まあ、(以
前の協議会と)差し替える、というのにあたっては、前回の協議会も、そうでし
たけれども、地域計画をつくらなくてはならないのですよ。」

課長 「そのへんは、今の準特定地域でも生き続けるので・・・」

坂井 「はい。」

課長 「まあ、特別地域になれば、また、(不明)。」

坂井 「はい。だから、まあ、今の特定地域、前の特定地域ですよ、(不明)、だから、
この地域計画をつくる必要があるのだから、まあ、前回も、そうでしたけれども、
じゃ、地域計画ね、骨格だけでもね、だって、どういうふうにしたい、ようする
に、適正化、改善、適正化をやるのだから、一応、骨格だけでも教えてもらわな
いとね、ならないかなーと感じていたものですから・・・、でも、あれでしょう、
前回の協議会(2/10)の、あの、距離短縮反対は、反対だという意見というのは、
うちがやっているような運賃の、まあ、今回、この、前の現行であれば、半分程
度で、初乗距離の、という部分について、反対されていたという、ご意見だった
のですね?」

課長 「うーん、(不明)改正の・・・」

坂井 「改正の、この初乗りの距離を設定するという・・・」

課長 「二種類を設定して・・・」

坂井 「・・・と、やる部分については、反対だと・・・」

課長 「一種類で、いいんじゃないかと・・・という意味ではないかと・・・」

坂井 「この資料(国自旅第 409 号)は、なにか説明会とかに、みんなに配られました?」

課長 「えー、(対象事業者がないから?)長岡では、配ってないですね・・・」

坂井 「新潟では?」

課長 「新潟では・・・」

坂井 「合同の・・・」

課長 「配ってないな。」

坂井 「早く教えてもらわないと、何ともできない。いや、特に、あの、いいんですよ、
別に、あの、最初から決まっている、あの、ね、通達では、108/105 にする(資料
内訳 23)とね。消費税法が成立したときにね、それは、まあ、国の方針なのだから、
どっちにしる、どんな、いじり方にしても、メータの変える費用はかかるの
ですから・・・」

課長「そうですね・・・」

坂井 「どんなものでも良いですけれども、ただ、これ(初乗距離短縮運賃に対する反対)はちょっと、うちに乗ってもらっているお客様にとっては、非常に、不利益がでる案件なので・・・、じゃ・・・、私ね、てっきり、あの、初乗距離短縮反対だといっていたのは、今回の、(初乗り運賃を距離を短縮して現行の初乗り金額を維持する転嫁方法)名古屋さんでね、やった、消費税転嫁のね、やり方で、距離短縮は、反対なのかな、という感触ではいたのですが、まあ、ちょっと、違うのですね。」

課長「これ、ですね。」

坂井 「これは、この、今までの、半分程度ということなので、あの、その、私が、最初に思っていたのは、公的(定)幅運賃の、あの、設定するにあたって、その、当初は、108/105 でやりますよ、と言っていたものを、(資料内訳 28)2月に入ってからだったでしょうかね、ホームページで、国交省さんの方が、いや、事業者団体さんの要望があれば、あの、距離を短くして、名古屋は1300(m)、いくつだったかの、距離を短くして、今までと同じ、名古屋さんは1300・・・、1.3(km)で、500円、それを、126じゅう何メートルで、500円、というのに、出そうかなというニュースが流れていましたので・・・」

課長「(不明)を据え置いて、距離を縮めると・・・」

坂井 「はい。」

課長「それは、(北陸信越運輸局から)こちらの方にも問い合わせが来て、で、(県協会の)合同部会で御計りをして・・・」

坂井 「それは、じゃ、合同部会では、108/105 でやろうと・・・」

課長「協議会でも、それ、そのときに・・・」

坂井 「で、じゃ、反対意見が出たというものは、この、今までの、半分程度の、云々、というところを、こっち(初乗短縮運賃は止める)にするということなのですね。」

課長「具体的に、どういうするについては・・・」

坂井 「そこが、一番のポイントだと思うのですよ。話が、全然、違いますからね。内容が。そのへんは事務局側としては、どういう把握をされいてるのですか? 新聞では、(協議会では各委員間で)何か持ち回りをするとか・・・」

課長「持ち回り・・・」

坂井 「何か新聞、新潟日報さんの記事では、何か、そのときには、決まらなかったの、事務局側の方で、意見を、持ち回りで・・・」

課長「持ち回りというか、意見を、集約をして、協議会で出た意見と、今回もらった意見と、上げる、ということなんですね。」

坂井 「いや、うちの社長が、ブンブンと怒ってしまっていて、何故、今頃になって、そんな話を聞かせてくるんだ、散々、怒られてしまっていて、慌てて、これは、 さん

から、じっくりと、お話を聞かせてもらわなくてはならないな、と思ひましてね。
でも、事業者の意向ですからね。事業者団体ではないし・・・」

課長「(協議会では)それぞれの委員さんの皆さんは反対です、と」

坂井「でも、このように、改正されてしまっているわけですからね。だから、これについて、個々の事業者が、基本的には、えー、なんだ、申請する、ということになるのですね。」

課長「個々の事業者が(支局から)申請できないという話をされたのですよね。なので、わかりません。そこが。」

坂井「個々の事業者が申請できない、その通達はどこにあるのですか、それが、例の通達なのですか? 何か見つからないとか。」

課長「うーん、だから、これを読めば、できるのかな、と思ったのですね。でも、聞けば、できない・・・」

坂井「どこに聞く? 支局に?」

課長「はい。」

坂井「だから、支局さんが、そういう話をね・・・」

課長「どこに書いてあるのか、返事が(支局から)こないの・・・」

坂井「でも、局長権限で、できると書いてあるのですから・・・」

課長「個々に申請しても良い、と書いていないし・・・」

坂井「でも、それは、運賃の距離制の、運賃の1の(3)の⑤の距離制運賃は何ぞや、という説明だけしかないのですから、申請、云々の改正を、あの通達を変えるのであれば、文書がないと、そういうことはできませんよね。じゃ、あれなんですね、この部分についての、距離短縮は、まあ、出席されてた委員の方、及び、その事業者は、反対されていた、と・・・」

課長「(不明)ていうか、先程の、初乗り(額)を、据え置いて、短縮をして、というところ、じゃないかな。」

坂井「じゃないかな、でなくて、事務局じゃないですか? だって、その前に、私が、言っていた、私の、公定幅運賃の、消費税の転嫁部分については、108/105にするというのは、それは、どこで決められたのですか? それで、やっていこうというふうに、108/105にして、やって行こうというのは?」

課長「それ、通達で・・・」

坂井「通達で? でも、それは、承諾したという、先程、話をされたと言っていましたよね。」

課長「承諾した・・・」

坂井「ようするに、108/105で、やっていこう、というのは、もう、決まっていたので、こっち(初乗距離短縮運賃の是非)の部分について、反対だ、ということなのですから・・・」

課長「(不明)での短縮ですから、それは、もう、照会がきたのだから・・・」

坂井「うん、照会がきたのは、どこから?」

課長「あ、局・・・」

坂井「(北陸信越運輸)局から、どうするのですか、と・・・」

課長「うん。それを、出してもらわないと、役所としても案(公定幅運賃)ができない、と・・・」

坂井「それは、あの、市の協会にも、確認したのでしょうかね? 局なり支局は?」

課長「うーん・・・」

坂井「ても、その話も、県協会さんが、取りまとめたということなのですかね。」

課長「(県協会の)まあ、合同部会で。」

坂井「あ、県の協会の合同部会で。じゃ、108/105ということ。そのへんは、(県協会会員には)意見を求めなかったわけですね。」

課長「うん、皆さん、どうでしょう、と、お尋ねして。」

坂井「でも、市の協会では、そんな話はでなかったなあ。」

課長「うーん・・・」

坂井「では、市の協会としては、108/105にしたということなのですかね。」

課長「どうでしょう、市のほうも・・・」

坂井「意見を求めない・・・、まあ、ただ、そのときは、まだ、あれですよ。でも、おかしいですよ、そうなると、だって、それで、あら方、皆さんは、108/105ということになっているわけですから、あの、今回の、あの、2月に入ってから出た、距離短縮の話は、あの、公定幅運賃の、あれ、だったのではなかったのでは、問い合わせというか、もし、業界で、こういうことをするのであれば、(業界紙である)交通界のFAXだけ送ってもらっても、どうにもならないのにね、これは、まあ、官報に出ていたのですね、あ、これだ、国交省さんの、1月29日に、(資料内訳28)平成26年4月実施の消費税率引き上げに伴うタクシー運賃の改定については、平成25年10月29日付の「公共交通事業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方」、これを108/105なのですよね。これは、(1)運賃ブロックごとに幅として設定されている現行の自動認可運賃の初乗運賃額に108/105を乗じて10円単位に四捨五入した額を改定初乗運賃額とするとともに・・・(中略)・・・、ただし、例外的に、・・・(中略)・・・、・・・」

録音開始1時26分6秒より

課長「これは、こちら(県)の協会で聞かれたものですね。」

坂井「前にですね。相当前?」

課長「うーん、(1月)30日前ですね、30日が、県の合同部会だったので・・・、この数日前に(局から)聞かせてくれと・・・。」

坂井「うーん、でも、それは、あの、何ですか、じゃ、市の協会で、話し合ったら、こ

これは、適用しないで、108/105 にするという意見が、新潟市(協会)では、まあ、高橋さんあたりから、出たわけですか?」

課長「合同部会で、お計りしたので、・・・」

坂井「でも、合同部会となれば、それぞれの地区の、代表さんたちが、出ているのですよね?」

課長「うーん・・・」

坂井「その、代表さんたちが、自分のところの、グループでは、じゃ、当初の、当初のね、この、平成25年10月29日の、に基づいて、こういう話はあるけれども・・・」

課長「されたかな、どうか。」

坂井「でも、それは、県の協会として、市の協会・・・、したか、しなかったかは、わかりませんよ。じゃ、県さんは、わからないということで良いですけれども、でも、一応、新潟交通圏の、では、そういう話が、なったから・・・」

課長「新潟さん、どうですか? 北部さんどうですか? という聞き方ではなく、皆さん、どうですか? と聞いて・・・」

坂井「では、皆さん、暗黙の了解、じゃ、それでいいだろう、と、で、私に対して、
会長も、まあ、そういう話なのか、ということで、(局に)報告されたわけでしょう?」

課長「(消費税の転嫁方法を)変更しない。」

坂井「そういう事ですよ。でも、役所として、もし、要望があるのであれば、しても良いよ、というものを29日付けで出しているのですよね。」

課長「うん。」

坂井「じゃ、合同部会は、平成26年1月30日に行われて、最終的には、108/105にする、というふうに決められたということなのですね。困ったな。じゃ、県協会さんにも、これを出させていただいて、市の協会のさんのところには、今日でも、明日でも、出してきましたので。」

課長「はい。」

坂井「今日は、どうも有難う御座いました。」

課長「すみません。」

坂井「いや、一番、びっくりしたのは、今日、聞かされたものですから。あれ、それ、何の話ですか? じゃ、あるのであれば、文書で見せて下さいと。もう、1回だけというのは、多分、さっきの、この頂いた文書を見ると、その加算する運賃の1回分だけを引けるような、まあ、ただし、現地、実情に応じて、となるわけですから、局長さんも協議会で、じゃ、もし、さんが、いった、この部分についての反対意見がでていたといっても、局長さんがね、それを、どうこうするというのは、別問題でしょうから・・・」

課長「これまでの・・・」

坂井 「・・・経緯を、踏襲するのか、・・・、局長さん判断で、全でできることですから、ただ、ここで、申請できるかどうか、申請できないような話が、飛び交っている、という部分が、まだ、あれなんで、でも、今日の支局さんの話では、申請できないまでの話はしていなかったですね。」

課長 「こちらも、やはり、新津とか・・・」

坂井 「新保さんのところがありますね。」

後藤課長 「(支局に)どうなりますか?と聞いても、明確な答えは返ってきていない。特定・準特定地域の方々にはできない、でも、どうなるのかはわからない。」

坂井 「そこまで、きちんと区分するのであれば、やっぱり、文書がないとまずいでしょうね。すみません、長々と。わたしも、社長に、ガンガンと怒られて、何でそんなことも分からなかったのかと言われ、県協会にいつ聞いてきます、と言ってきましたので・・・、県協会さんの、ここに判をください。これをもらわないと、本当に行ってきたことになりますから。こっちが、写しですから。こちらは、カラーコピーですから・・・、是非とも、■■■■さんには、私が、相当、困っていると、うちの社長何を言い出すかわかりませんので、・・・、協議会で、そんな、反対意見を求めるというのは、おかしいと思いますがね。」

課長 「まあ、反対意見というか、協議会で運賃(案)が、案が、だされたので、如何でしょうか、ということで・・・」

坂井 「まあ、人のね、事業者がね、どうしようよね、範囲の中で・・・」

課長 「一事業者ではないので、日の出さんが反対だと言っているわけではないので・・・」

坂井 「でも、指折り数えるほどしかありませんよ。」

課長(笑い)

坂井 「第三者が見ればね。わかりました。」

課長 「すみません。」